	(7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(9)　(注１)(注９)(注11)	
	(10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注５）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(11)　(注１)(注４)(注６)(注９)(注11)	（注６）　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
	(12)　(注１)(注３)(注９)(注11)	
	(13)　(注１)(注７)	（注７）　地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(14)　(注１)(注８)	
	(15)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10)	（注８）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(16)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注10)	（注９）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(17)　(注１)(注２)(注３)(注９)	（注10）　コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
	(18)　(注１)(注２)(注３)(注６)(注９)(注11)	
		（注11）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注１)(注２)(注６)(注９)	（注１）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(2)　(注１)(注２)(注６)	（注２）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3)　(注１)(注２)(注６)(注９)	（注３）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(4)　(注１)(注２)(注６)(注９)(注11)	（注４）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(5)　(注１)(注２)(注６)(注９)(注11)	（注５）　臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(6)　(注１)(注６)(注９)	（注６）　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
	(7)　(注２)(注４)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注７）　地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(8)　(注４)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注８）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(9)　(注６)(注９)(注11)	（注９）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(10)　(注２)(注４)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注10）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(11)　(注２)(注５)(注９)(注11)	（注11）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
	(12)　(注２)(注９)(注11)	
	(13)　(注３)(注７)	
	(14)　(注３)(注８)	
	(15)　(注１)(注２)(注５)(注６)(注９)(注10)	
	(16)　(注１)(注２)(注５)(注６)(注９)(注10)	
	(17)　(注１)(注２)(注６)(注９)	
3　再免許の申請の場合	(1)　(注１)(注２)(注３)(注９)	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
	(3)　(注１)(注２)(注３)(注９)	
	(4)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11)	（注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(5)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注11)	（注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(6)　(注１)(注２)(注９)	（注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
	(7)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注５）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(8)　(注１)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注６）　放送法施行令第５条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
	(9)　(注１)(注９)(注11)	（注７）　地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(10)　(注１)(注３)(注５)(注６)(注９)(注11)	（注８）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(11)　(注１)(注３)(注９)(注11)	（注９）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(12)　(注１)(注３)(注９)(注11)	（注10）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(13)　(注１)(注７)	（注11）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
	(14)　(注１)(注８)	
	(15)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注10)	
	(16)　(注１)(注２)(注３)(注９)(注10)	
	(17)　(注１)(注２)(注３)(注９)	
	(19)　(注１)	

別表第二号第一の注23(2)の表を次のように改める。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費	千円	
創業費		
その他		
合計		